

「国立劇場の再整備に係る整備計画」の改定に向けた方向性

令和 6 年 8 月 2 1 日
国立劇場再整備に関する
プロジェクトチーム

1. はじめに

国立劇場の再整備については、独立行政法人日本芸術文化振興会において、PFI 手法による事業者選定手続きを進めたが、令和 4(2022)年、令和 5(2023)年の 2 回の入札では事業者の選定に至らなかった。

これまでの入札結果等を踏まえ、建設市場等の動向をきめ細かく把握するため、日本芸術文化振興会において調査を実施したところ、別添 1「建設市場等の動向調査結果について」に示された内容が確認された。

その後、本年 3 月には日本芸術文化振興会に「国立劇場再整備に関する有識者検討会」が、時期を同じくして自民党・文化立国調査会には国立劇場建設 PT が設置され、それぞれから今後の国立劇場再整備に向けた提言がとりまとめられた(別添 2「国立劇場再整備に関する有識者検討会中間まとめ 令和 6 年 5 月 9 日」、別添 3「自民党・文化立国調査会・国立劇場建設 PT 提言 令和 6 年 5 月 10 日」)。

また、本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」には、「我が国の文化芸術の顔となる国立劇場の再整備を国が責任を持って早急に行う」ことが明記され、我が国の伝統芸能の継承・発展のため一日も早い再開場を国の責任で行うことが強く求められている。

さらに、新しく整備される国立劇場は、伝統文化の継承・発展のみならず、劇場自体の魅力を高めることで、インバウンド促進等の観光振興や賑わいづくりの拠点として、文化芸術と観光やまちづくりなどとの有機的な連携を進めることが期待されている。

このような状況を踏まえ、国立劇場再整備に関するプロジェクトチームにおいて、「国立劇場の再整備に係る整備計画(令和 4 年 12 月 19 日一部改定)」の改定に向けた方向性を以下に示すこととする。

2. 再整備の基本的な考え方

国立劇場の奈落にある特殊な舞台構造の更新、楽屋の狭隘解消、稽古場不足の解消、バリアフリー化などの重要な機能改善及び長期的なライフサイク

ルコストなどの観点から、引き続き、現在の敷地において建て替えにより整備することとし、「伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化」、「文化観光拠点としての機能強化」、「周辺地域との調和等」の３つの基本的な考え方は維持する方向で進める。

3. 国立劇場のスペック

上記の基本的な考え方を踏まえ、我が国の伝統文化の継承、発信、発展のための拠点として、その機能が十分発揮されるよう、現行の整備計画の内容（別添４）を維持する方向で進める。

4. 民間収益施設の導入の考え方、PFI 事業スキーム

国立劇場の入場者数や伝統芸能の担い手の減少など、伝統芸能分野が抱える課題を踏まえ、伝統芸能の継承という基盤的な役割を維持しながら、劇場空間や周辺環境を活かした人の賑わいやまちづくりを進め、民間の知恵や経験を活かして創意工夫と魅力ある運営を実現するため、引き続き、PFI 事業として実施する方向で進める。

民間収益施設の導入の考え方については、入札不落後に実施したヒアリング調査結果を踏まえ、民間収益施設の提案条件については必須としていたこと（ホテルの併設、地代設定等）を自由提案とするなど、自由度を高めることとする。

5. 今後の進め方、スケジュール

できるだけ早期の入札手続きにより、一日も早い再開場を目指す。このため、建設工事費や労務単価の高騰等の入札不落の要因を踏まえ、必要な予算措置については、今後の建設市場の動向等の状況も見極めつつ、必要かつ合理的な経費の算定に十分留意し、令和７年度概算要求に盛り込む。

以上の方向性を踏まえ、一日も早く再整備を進める観点から、次回の入札に向け、日本芸術文化振興会において所定の手続きを開始するとともに、今後関係者と必要な調整を進めた上で、「国立劇場の再整備に係る整備計画」の改定を行う。

建設市場等の動向調査結果について

これまでの入札結果等を踏まえ、建設市場等の動向をきめ細かく把握するために日本芸術文化振興会において調査を実施。

1. 調査実施概要

- 令和 5 年 9 月及び令和 6 年 1 月に建設会社、不動産会社を対象に調査実施
- 建設会社への調査項目
建設市場の需給状況、設備工事の需給状況、建設工事費の高騰状況（建設資材、労務）、本事業の再公告の時期についての意見
- 不動産会社への調査項目
ホテル市場の現状と見通し、オフィス市場の現状と見通し、飲食物販施設の現状と見通し、建設工事費の高騰の状況、本事業の再公告の時期についての意見

2. 調査結果概要

- 建設市場は過去に例がないほど需給が逼迫しており、今後、数年は逼迫した状況が続く見通し。
- 建設資機材費は今後下落せず、建設工事費、維持管理運営費にかかる労務単価の上昇は今後も続くことが想定。
- ホテルについては、収益性の変動が大きく、ホテル運営側は需要低下のリスクを懸念するため、想定賃料を下げざるを得ない状況。
- オフィスについては、賃料水準は横ばいのため、建設工事費の高騰による初期投資費の増加分を賃料へ転嫁できない状況。（今後、首都圏で大量供給が予定）
- 劇場上部への合築による建設工事費の増加が事業性悪化の要因。

国立劇場再整備に関する有識者検討会 中間まとめ

我が国の伝統芸能は、日本文化の淵源であるとともに日本人のアイデンティティの源とも言えるものであり、なかでも重要なものは重要無形文化財として指定されるなど、日本や日本人とは何かを示す「日本の大切な宝」である。また、これらは日本が国際的な存在感を発揮し、社会・経済的活動を行ううえでも大きな役割を果たしており、国立劇場の上演の柱である歌舞伎、文楽はユネスコ無形文化遺産にも登録されている。

そうした中、国立劇場は、我が国の文化の顔であり、我が国の一流の伝統芸能が上演される場としてだけではなく、実演家やスタッフも含めた、後継者の育成や関連資料の収集・保存、関係団体の発表の場など、我が国の伝統芸能全体を支える基盤としての役割を果たしている。

このため、これ以上再開場が遅れると、鑑賞者の減少や実演家、スタッフの後継者の断絶、花道や迫り、廻り舞台などの十分な機構・設備がない代替劇場での上演が長期化するなど、我が国の伝統芸能に関し、取り返しのつかないダメージと伝承の危機をもたらすことになる。

本有識者検討会では、一刻も早い再開場を実現するとともに、国立劇場が中心となり伝統芸能の魅力の国内外への一層の発信、インバウンド対応や新しい文化芸術の創造への貢献などの新たな使命を果たしていくため、日本芸術文化振興会理事長からの要請を受けて国立劇場再整備の今後の方向性について検討を行ったところ、概ね以下のような意見を得た。

(1) 速やかな再整備の必要性

- 閉場期間が長引けば、伝統芸能の保存・継承が危機に陥る。しかも、社会経済状況や建設市場の動向などを考えると、遅れば遅れるほど建設費が増加し、再整備が困難となる。一刻も早い再開場が必要。次の入札がラストチャンスとの覚悟が必要。

(2) 整備規模など

- 国立劇場は日本の顔となる建築物である。相応しい品格、魅力を備える必要

があると同時に、大劇場、小劇場及び演芸場の整備はもちろん、これまで不十分だった楽屋、養成研修施設や収蔵施設などのバックヤードの充実は重要であり、これが実現されるよう現在のプランを基本に検討すべき。

- 大規模改修では、奈落や廻り舞台の解体やフロアプランの変更が難しいこと、現行の建築基準法に適合させるため想定外の追加費用や工事期間が発生する可能性があること、短い期間で再度大規模改修が必要となることなど課題がある。このため、経費面、物理的な持続性などの面で全面建替えの方が望ましい。
- 現在地は皇居に面した優れた景観に立地しており、国立劇場として相応しい品格と同時に創造性、開放性を備えた劇場に建て替えることで、最高裁判所・国会議事堂などが立地する周辺地域全体にも新たな魅力を持たせられるのではないか。その際、開かれた伝統芸能というイメージを発信することも大事。

(3) 財源の確保について

- 国立劇場である以上、まずは国が責任を持って必要な財源を準備（確保）すべきと考えられる。
- 社会経済状況の変化による建設資機材費の高騰ぶりは、当初の想定をはるかに超えていて、現場ではとても対応できない。国は公的資金支援などを検討していただきたい。
- 想定事業費が急速に増大しつつある現状を踏まえると、PFI 方式だけに頼るのは困難ではないか。国立劇場を国民や利用者の目から見てより魅力あるものにしていくための民間の知恵や力も含め、公的資金の投入による整備など、いろいろな方式の組み合わせ、選択肢の検討が必要ではないか。これにより、事業者の創意工夫により自己収入を増やせる方策を検討していただきたい。
- 地代収入に代わる収入源として、若年層や外国人など来場者層の拡大に努めるとともにサービスに応じた入場料の設定などにより、収入増も検討すべき。
- 伝統芸能の保存・公開・伝承という本来の役割を果たすには、相応の経費もかかるため、公演等自体で収益をあげるのは困難という現実がある。そのうえで、将来に向け国立劇場にふさわしい長期的で安定した収入方策は何かを検討すべき。我が国の主要公演と組んだ貸館事業の取組や伝統芸能の多様な楽しみ方を検討することは、伝統芸能の魅力を高めることになる。また、収入

増につなげていく努力は、国立劇場の事業の持続性を高めていくうえでも必要。

- 劇場建物は、物理的にも機能的にも経済的にも持続的でなければならず、建物完成後も維持管理・運営に必要な資金を確保し、多年にわたって収支を安定させる必要がある。

(4) PFI 方式について

- 過去 2 回、PFI 方式による入札不調に終わったことを踏まえると PFI 方式の見直しは避けられない。しかし、これまでの再整備の検討や財源の準備等を見て見直すこととなると、再整備の実現が大幅に遅れる恐れがあり、伝統芸能の現場の事業継続も厳しい状況に陥るだけでなく、建設費の更なる大幅な増加につながる恐れがある。また、PFI方式には、財政負担、事業費の平準化やライフサイクルコストの低減等のメリットがあり、現在の国等の予算制度を基に考えると、こうしたメリットの活用は必要である。
- 仮に PFI 方式を維持する場合でも、ホテルなどからの地代収入を前提とする方式では民間事業者が負うリスクが高い。ホテルの併設なども含め、付帯条件は最低限に止めて、もっと柔軟性を持たせ、事業者の創意工夫が発揮できるようにすべきではないか。
- ホテルを国立劇場に併設させると高層化による建築費のコスト増にもつながる恐れがある。また、民間収益施設は日本の顔としての国立劇場にふさわしくないものになるリスクもあるという意見もあり、国際的に見ても国立劇場の付帯施設として品格があるものを検討すべきである。なお、首都圏では不足と指摘されている稽古場等の付設も考えられる。

(5) 文化観光発信拠点として

- 伝統芸能の魅力の世界への積極的な発信や訪日客へのサービス強化・日本文化理解促進も重要。また、公演をすべてデジタルアーカイブ化して、その上映会の開催や巡回などの工夫も考えられる。
- 伝統芸能を通じて、日本文化を楽しみ体感できるよう、様々な事業やサービスを検討すべきであり、全国各地の文化事業などとの連携を図っていく必要がある。

(6) 国立劇場の役割・使命について

- 歌舞伎の通し狂言・復活狂言の上演、伝統芸能の伝承者の養成、実演家の活躍の場の提供などの伝統芸能の継承に欠かせない役割を、国立劇場が長年担っており、その使命の重要性をきちんと認識してもらうべき。
- 伝統芸能は、日本文化や日本のことば、日本人の在り様等を未来へ伝える役割を果たしてきており、こうした我が国の伝統の価値をより開かれた形や方法で国内外に発信することは重要。

現在、政府・与党でも検討が行われているとうかがっており、本検討会で指摘された点、すなわち、「①早期再開場を図ること、②国の顔として相応しい品格を備えた施設とすること、③必要な機能強化を図られること、④国として必要な財源確保に責任を持つこと、⑤長期的、安定的な自己収入確保に努めること」などについて、適切に反映していただけることを望む。また、この中間まとめを踏まえ、今後、日本芸術文化振興会においてスピード感を持って事務的な検討を進めていただきたい。

自民党・文化立国調査会・国立劇場建設PT 提言

令和6年5月10日

自民党 文化立国調査会

国立劇場建設PT

1. 経緯

昭和 29(1954)年、文化財保護法が改正され重要無形文化財指定制度が創設されたことを契機に、国立劇場建設の検討が本格化した。無形文化財を後世に残していく制度が出来たことにより、我が国に広く存在する伝統芸能の保存・継承を進める機運が高まったものである。

昭和 33(1958)年には、建設用地が東京都千代田区隼町の連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の将校官舎「パレスハイツ」跡地に決定され、土地の一部を最高裁判所に使用する決定を経て、昭和 41(1966)年 11 月に国立劇場として開場する形で結実した。また、開場と同時に特殊法人国立劇場(現在の独立行政法人日本芸術文化振興会)が設置され、伝統芸能の保存・振興の取組は、文化庁とともに同振興会が中心的役割を果たしながら進められてきた。

その後、国立劇場の開場から 50 年以上が経過した現在、一度も更新していない配管や劇場の心臓部である舞台機構の老朽化、耐震の対応の必要性は深刻な課題である。こうした安全面の課題を見越して運営主体である独立行政法人日本芸術文化振興会は、国立劇場を大規模改修する検討を進めてきた。

この過程では、平成 28(2016)年に政府の「PPP/PFI 推進アクションプラン」(平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議(会長:内閣総理大臣)決定))で文教施設が重点分野に追加され、厳しい財政状況の下で実効的・効率的なファイナンスを実現するべく、PFIという手法が有効な一つの選択肢として提示された。また、平成 29(2017)年には文化芸術振興基本法が改正(文化芸術基本法に改称)され、文化芸術と観光やまちづくりなどとの有機的な連携等が規定された。文化芸術もそれ単体としての活動と捉えるだけではなく、時代の様々な要請の

中において複合的な視点との相互作用を持ちながら、社会に大きな付加価値を付けて行く道筋が示された。

これらも背景に、令和元(2019)年 10 月に設置された文部科学副大臣主宰の「国立劇場等の再整備構想に関するプロジェクトチーム」は、令和 2(2020)年3月に、レストラン・ショップ等の民間収益施設の PFI 手法による建替えの方針(「国立劇場の再整備に係る整備計画に向けた基本方針」)を決定し、令和 2(2020)年7月には「国立劇場の再整備に係る整備計画」を策定した。

当該整備計画を基に、国立劇場建設の事業主体でもある独立行政法人日本芸術文化振興会は、PFI 手法による事業者選定手続きを進めたが、令和4(2022)年、令和5(2023)年の2回の入札では事業者を選定できなかった。

我が国建設市場においては、令和3(2021)年からの3年間で建設資材価格は 30%、労務単価は 16%上昇した影響により、全建設コストが 19~20%上昇(建築分野は 20~23%上昇)しているほか、建築関係の幅広い分野で納期遅延が発生している。また、不動産市場では、東京都心のオフィス市況を見ると賃料、空室率がコロナ前の水準に戻っておらず、建設コストの上昇に比べてオフィス市況は上昇傾向が見られないほか、ホテル市況は訪日客の増加により回復しているものの、客室稼働率がコロナ前の水準に戻っていない。2回の入札の不調の要因としてはこうした市況の様々な変化も大きく影響していると考えられる。

他方、新たな国立劇場建設の計画は、建物低層部の大部分を国立劇場が使用し、敷地内の地下を首都高が通っていることにより、民間施設の設計の自由度が低くなることも、民間事業者に本件が魅力的に映らない理由との声もある。

2. 国立劇場の存在意義、国立劇場を求める声

国立劇場は、それぞれの国の文化芸術の「顔」とも言える。各国の国立劇場ーナショナルシアターは、その国の文化芸術の質や、国としての誇りをも表現する「場」として、長い歴史の中で舞台・劇場活動の中心的役割を果たしてきた。

我が国において国立劇場の開場から 50 年以上を経た現在、国立劇場におけ

る公演に出演し、舞台に立つことを誇りとする実演家、実演団体は多い。また、我が国国立劇場は発表の場としてだけではなく、長年に亘って歌舞伎や大衆芸能の研修所としての役割も果たしてきた。研修所では、主として伝統芸能の担い手を養成し、現在では歌舞伎俳優の3割以上、歌舞伎音楽の特定の部門に至っては8割以上を養成研修修了者が占める状況にある。加えて、国立劇場は鑑賞教室という形で普及活動を推進するなど、伝統芸能を支える次の世代を育てる場としても活用され、我が国における伝統芸能の継承に大きく貢献してきた。こうした貢献から、我が国国立劇場も日本の文化芸術の「顔」として評価されるに値すると言える。

3. 本PTにおける検討を通じて実現すべき目的

国立劇場が伝統芸能の担い手の発表の場、育成の場として機能し、これまで伝統芸能の継承に大きな貢献を果たしてきたことから、実演家等からは速やかな開場を求める声が多く挙がっている。伝統芸能を絶えることなく継承していくためにも、こうしたニーズに応えることがまずは本PTにおける検討を通じて実現すべき目的として挙げられる。

同時に、伝統芸能を支える人を増やしていくためにも、伝統芸能への理解の入口として、国立劇場が国内外から多くの方々が来訪する「場」として機能することが重要である。これらも踏まえつつ、新たな国立劇場が日本の伝統芸能の普及・発信の拠点として、また後世に亘って我が国の伝統芸能を継承する拠点として、劇場が位置する周辺のまちを含めて賑わいを形成していく効果も兼ね備えた形で機能を強化させるべきである。

4. 国立劇場建設に当たって考慮すべき事項

新たな国立劇場の建設に当たっては、今後、賑わいや来客のための劇場の魅力づくり、観光拠点・まちづくり拠点としてしっかりと位置付けること、さらには経済的に持続性を持ちながら我が国伝統芸能を継承・発展、発信できる運営を実現できること等を十分に考慮するべきである。また、これまで2回にわたって入札が成

立しなかったことに鑑みると、令和2年に策定した「国立劇場の再整備に係る整備計画」に基づく進め方を、スピード感を持ちながら思い切って見直すべきである。

今後、計画の見直しにあたっては、次の4つのポイントを重視すべきである。

第一に、国立劇場は我が国の伝統文化の継承、発信、発展のための日本の文化の「顔」であることから、我が国の伝統を体現する場としての品格を備えた形で、国が責任を持って整備するべきという点である。

世界でよく知られているナショナルシアターは、建物自体にその国を想起させる佇まいがあるとともに、その劇場で上演される公演は世界の人々を魅了している。我が国の国立劇場は、ユネスコ無形文化遺産に登録された歌舞伎、人形浄瑠璃文楽を中心に、我が国の歴史の中で継承されてきた伝統芸能を常時観ることができる場所であり、その公演が持つポテンシャルは世界のナショナルシアターの公演と比べても、まったく引けを取らない。伝統芸能の実演家にとってみても、国立劇場の舞台に立つことは憧れともなっている。新しい国立劇場に求められるのは、我が国の文化芸術の「顔」となるに相応しい、世界に比肩するナショナルシアターとなることである。それは、グローバルにも大きな誇りとなるような品格を持つ建物としての外観を備えるとともに、劇場の中では我が国の伝統を体現し、我が国文化を理解できる場として存在するものである。

世界各国のナショナルシアターが改築、改修を行うときは、例えば、ロイヤルオペラハウス(イギリス)やベルリン国立劇場(ドイツ)の改修工事では、前者は公営、後者は寄附による資金を集めるなど、多様な資金調達を行いながらも、その財源の多くを公的資金が占めている。新たな国立劇場の建設に当たっても、とりわけ不可避な市場価格の高騰部分を含めて必要な費用を国費によって十分に投資し、今後100年先に向けて我が国の伝統文化を継承・発展させるとともに、発信する「場」として、国が責任を持って整備を行うことが不可欠である。

なお、首都圏では、現在、本格的な公演を可能とする劇場が少なからず建替

えや改修の時期に入るなど、伝統芸能をはじめとした舞台芸術の公演場所の数が払底する傾向にある。伝統芸能の公演に関しては、国立劇場が備える特殊な舞台機構を使用することが最適ではあるが、そのような設備が設置された劇場は限られており、懸念される状況にある。

このような状況は当面継続するとも言われる一方、国立劇場が昨年11月に再整備に向けて閉館したことにより、伝統芸能を公演する場所の確保はこれまで以上に喫緊となっている。2回にわたって入札が成立しなかったことにより、実演家等から伝統芸能の継承への影響を心配する声が挙っていることから、速やかな開館を目指すとともに、閉館した現在の国立劇場においても有効な活用策がないかを模索すべきである。

また、閉館中においても、長年国立劇場で公演を行ってきた伝統芸能分野の実演家や舞台技術関係者の育成の機会、芸術性向上のための発表の機会の場の確保を図り、我が国の誇る文化芸術活動の継承・発展が滞ることのないよう取り組むべきである。特に、代替場所の確保については、代替劇場としての位置付けの付与や、例えばとりまとめ団体が効率的に代替場所の予約を進められるような支援を国と独立行政法人日本芸術文化振興会が連携して行うべきである。

第二に、新たな国立劇場では、伝統文化の継承、発展という本質的かつ基盤的な役割をしっかりと確保しながらも、官(“国”)に加えて民、すなわち^{くに}国内外の知恵や経験を十分に活かした創意工夫を行うことで、魅力ある運営を実現すべきという点である。国内外の多くの方々が来場して日本の文化に親しむことを通じ、これまでにない資金の流れ(収益)が生まれ、この流れのなかで次代を担う若い世代の新たな文化創造に結びつくという好循環を創り出すことができる。これには官だけではなく民の知恵や経験を十分に活かすことも重要である。また、これを実現するためにも新たな国立劇場は、インバウンドを含めた観光拠点や、劇場周辺を含めたまちづくりの拠点として位置付けるべきである。

隼町に立地する国立劇場は、その目の前に皇居の森が広がり、落ち着いた雰

困気に包まれている一方、昼夜ともに人通りが少ない。このため、現状、国立劇場は人々が上演される公演を観るために訪れる程度の「場」となっている。

閉館前の国立劇場の入場者数について見ると、主に歌舞伎を上演する大劇場では昭和 55(1980)年から令和元(2019)年の 40 年間で、入場者数が約 35% 減少している。また、劇場の会員組織の年齢分布をみると、約 78% が 60 代以上であり、劇場を訪れる多くがシニア層と考えられる。これは、国立劇場が来訪目的の限られた「場」であるため、その魅力に気付かず人が遠ざかっているということを表しているとも言える。

独立行政法人日本芸術文化振興会が実施してきた、歌舞伎、文楽などの伝統芸能の養成研修では、近年、応募者が減少しており、新たな研修生がいらないために研修を開講できない事態も生じている。この背景には、少子高齢化はもちろんであるが、そもそも伝統芸能に触れる機会が限られていることもあったと考えられる。国立劇場を安定的、持続的に運営し、伝統芸能を継承、発展していくためには、伝統芸能に関心のない世代でも訪れたいくなるような劇場の魅力づくりが不可欠である。

訪日外国人旅行者に目を転じると、令和元(2019)年に 3000 万人を超えていた旅行者数は、新型コロナウイルス感染症により、令和3(2021)年には一旦 25 万人まで減少したが、令和5(2023)年には 2500 万人まで回復している。令和 6(2024)年は2月までに 550 万人弱に達し、コロナ前の水準もしくはそれ以上に増加している。訪日の目的は、多くのインバウンド層が挙げる「日本の食」に加えて、「日本の歴史・伝統文化体験」も上位となっている。訪日の際に我が国の伝統芸能に触れ、日本文化への興味関心を持って帰国し、リピーターとなって来訪いただくようなインバウンド需要の取り込みも必要である。

なお、この観点からは、特に、公演を観る、舞台の裏側を観る、解説により物語の世界観を知る、衣装や動作を実際に体験するといった本物の体験機会を作ることが重要である。訪日外国人旅行者が高い関心を示す高付加価値体験を組み合わせたパッケージの提供等を検討し、それに適した劇場のハード、ソフトの両面からの対策も必要となる。

また、世界の国立劇場では、改築、改修に当たって、舞台装置や音響の改善など劇場の中心的な活動に不可欠な要素の改善を中心に取り組みながらも、イベントへ対応するための設備やカフェ・バー・レストランの併設など新たな集客を図る事例も見られる。例えば、シドニーオペラハウス(オーストラリア)は、コンサートやサーカスなど多様なイベントに対応できるスピーカーや照明・音響反射板などの天井吊り物を増設、ロイヤルオペラハウス(イギリス)は、施設に足を運んだことのない人々をも取り込み利用者を増やすため、常時利用できるカフェ・バー・レストランを併設している。このような工夫により、劇場周辺への人の賑わいが促進され、まちづくりにも好影響が及んでいることは、大いに参考とすべきである。

国内別分野－例えばファン層含めた集客なども重要な要素となるスポーツ分野の施設運営を見てみると、昨今では従来の「する」スポーツを中心とした施設から、北海道北広島市のエスコンフィールドのように、プロ野球の試合がない日でも道内外から人が訪れ、長く滞在していただくよう、レストランや温泉、ホテル、保育園等を併設し、人が滞在することを焦点に据えたスタジアムが新設、改修されている。

このような状況も踏まえると、新たな国立劇場が飛躍的ににぎわうためには施設の本来的な機能に加えて、劇場周辺の賑わいの拠点となるよう、そこでの滞在をより楽しめるようなアイデアや地域の住民生活に密接に寄り添った発想等を取り入れることも、重要な鍵となる。

PFI であるとしても、劇場にホテル等の民間収益施設を付帯して設置するという発想に必ずしもこだわらず、劇場そのものの集客力を高め、国内外に発信できる機能を強化するという観点を重視しつつプロセスを進めるべきである。このためにも、新たな国立劇場をインバウンドを含めた観光拠点、劇場周辺を含めたまちづくりの拠点として位置付けることが重要である。

第三に、国が責任を持って整備すること、民の知恵や経験を活かすことの両者を踏まえ、附帯事業を含む国立劇場全体の収益のあり方、事業者の提案や運

営の自由度、多くの国民が「自分たちの劇場」という参加意識を持つようなファンディングなどを多面的に検討するべきという点である。これに際しては、過去の事例や経験も大いに参考にすべきである。

なお、国立劇場は後述するとおり、大劇場にあっては深さ約 12 メートル、直径約 20 メートルの奈落という特殊な構造を持つため、改修では国立劇場が果たすべき本来的機能を果たすことができないため、建設に際しては、改築として進めるべきである。

国立劇場に係る収益は、国立劇場主催公演の収支がコロナ直前の令和元(2019)年度には約2億円のマイナス計上となっている。主催公演は、現在の国立劇場において、伝統芸能の継承という観点から本来的かつ主たる取組として行われている、全編を通しての上演や江戸時代の演目の復活上演といったものである。これら主催公演について、より多くの観客を集め、資金を循環させていく努力はもちろん必要である。同時に、付帯事業も含めた収入という観点から、新たな国立劇場の建設を機に、国立劇場全体の収益力を強化する方策の実現も検討すべきである。入札に参加する事業者からの提案や事業運営の自由度を上げることで、例えば木を活かした栈敷や升席といった劇場空間を含めて、江戸時代由来の伝統芸能や観劇への原点回帰を可能とさせるような提案を以て事業の収益力を向上させる発想など柔軟な取組を可能とする工夫なども考えられる。また、多くの国民がグローバルに評価の高い「自分たちの国立劇場」という誇りや親しみを持てるような施設設計や事業設計を以て、国民の参加意識を高めながら劇場を形成するためのファンディング方法を模索するなど多面的に検討するべきである。

なお、伝統芸能の公演を行う舞台は、特殊な舞台構造を有している。例えば、歌舞伎の公演では、家屋などの大きな舞台装置が置かれ、場面を転換する際には、舞台上に設置された円盤状の設備が回転することにより、舞台裏に置かれていた舞台装置が客席の前に現れる(「廻り舞台」)。他にも、舞台装置や役者を舞台床下と舞台上に昇降させる舞台機構(「迫り(せり)」)、それらの舞台機構を

舞台床下に格納する「奈落」と呼ばれる空間(国立劇場大劇場の場合は深さ約12メートル、直径約20メートル)が存在する。

国立劇場の再整備は、劇場設備の更新や楽屋・稽古場(研修施設を含む)の不足など従来施設における課題の解消や、社会の多様性の尊重という考えにも適合したバリアフリー対応に加え、特殊な舞台構造の老朽化による物理的劣化を解消するために、大々的な施設整備作業を実施することを意味する。既存施設を改修する場合、改築並みの莫大な費用が必要となることに加え、課題を解消する上で技術的に様々な困難に直面することになり得る。また、そもそも従来施設における課題対応やバリアフリー対応のための機能強化を改修を軸に置いた形で行うには、既存施設を前提に増築、増床が必要となるが、現在の所在地は、敷地内の地下を首都高が通っているために増築、増床の調整は容易ではない。こうした条件に鑑みると、隼町における新たな国立劇場の建設は、改築として進めることが現実的であり、そうした方策を採るべきである。

第四に、国内外の多くの方々を我が国の文化に惹きつけることを本気で実現することを考えると、整備計画の見直しに当たっては、設置場所を含めたあらゆる可能性を追求すべきという点である。

これまで見てきたように、2度の入札不成立には、建築市場の変化もあるが、オフィス需要やホテル需要に関する厳しい見立てもある。また、閉館前の国立劇場の入場者数は、ピーク時に比べて大きく減少している一方、鑑賞年齢は高齢化が進んでいる状況にある。そして、訪日外国人旅行者は、バックヤードツアーのような普段経験できないことがあるからこそ、その場を訪れるといった新たな観光行動も見えてきており、インバウンド需要を取り込む上で新たに重要な考慮事項となっている。こうした状況下で、国内外の多くの人を我が国の文化に惹きつけることをどう実現するか、真剣な検討が不可欠である。こうしたことを踏まえると、新たな国立劇場の建設に向けては、文化拠点としての機能の強化という観点から、周辺環境や設置場所も含めたあらゆる可能性を追求することが不可欠である。

国立劇場の建設については、これ以上の時間的な猶予はなく、政府において責任をもって推進すべきである。真剣な検討をスピード感を持って行い、後世に亘って我が国が文化芸術の「顔」として誇れる国立劇場の再整備を速やかに進めることを強く求める。

国立劇場の再整備に係る整備計画

令和 2 年 7 月 1 4 日

一部改定 令和 3 年 3 月 2 6 日

一部改定 令和 4 年 3 月 7 日

一部改定 令和 4 年 1 2 月 1 9 日

国立劇場再整備に関する

プロジェクトチーム

本整備計画は、令和 2 年 3 月に策定された「国立劇場の再整備に係る整備計画策定に向けた基本方針」を踏まえ、P F I 事業による国立劇場の再整備に当たって必要となる機能や用途、事業スキーム等を整理するものである。

1. 再整備の基本的な考え方

伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す施設となるよう下記の 3 つの基本的な考え方を踏まえ、現在の敷地において建て替えにより整備する。

(1) 伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化

各芸能にかなう舞台環境を整備するとともに、新たな演出や多くの用途にも対応する技術を取り入れた劇場とする。また、伝統芸能の伝承者等の幅広い舞台芸術人材を養成する研修機能を充実する。

(2) 文化観光拠点としての機能強化

新たな観客層に足を運んでもらうとともに、伝統芸能の魅力を国内外に発信するための機能を整備し、皇居周辺見学における学校団体の需要や、インバウンド層の観光需要を取り込む。

(3) 周辺地域との調和等

景観や、劇場へのアプローチのほか、効果的なオープンスペースの確保や歩行者にとって快適な空間とするなど周辺環境に配慮し、地域の良好なイメージの継承を図りながら、持続的な発展に貢献する。

2. 国立劇場のスペック

劇場のスペックは、これまでの利用形態を勘案したうえで、以下のとおり伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。なお、皇居周辺の緑豊かな環境や景観等とも調和した、東京都市計画一団地（霞が関団地）（以下「霞が関団地」という。）の性格を損なわない施設とする。

施設のデザインには、国内外の人々を迎え入れ、日本の伝統芸能を世界に発信する場として、木材活用等により和を感じさせるなど、「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。さらに、感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場する全ての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

（１）伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行きの拡張、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入を行うとともに、各劇場楽屋の狭さの解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭さの解消及び防音・防振対策、可変式プロセニウム・アーチの導入による新たな演出への対応¹等を図る。

（２）人材養成に係る機能強化

研修機能の集約、諸室・スペースの拡充を行うとともに、研修室の防音・防振対策等を図る。

（３）展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグランドロビーの新設、体験型展示プログラムやイベント等を楽しむための回遊性のある機能の配置、見て・聞いて・触って楽しむ体験型展示施設の拡充、講義やワークショップのためのレクチャー室の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、短時間で観劇体験ができるイベントスペースの新設を行うとともに、ＩＣＴの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等を図る。

（４）レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグラン

¹ 可変式プロセニウム・アーチ…プロセニウム・アーチは観客席からみて舞台を額縁のように区切る構造物であり、可変式にすることによって高さ等の調製が可能となる。

ドロビーに接して配置し、レストラン、ショップ等の魅力向上等を図る。

(5) 皇居周辺の文化施設との連携

皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携を深め、国会前庭に整備が予定されている新たな国立公文書館とともに、皇居沿いの文化観光拠点としてその役割を果たす。

3. 民間収益施設の導入の考え方、PFI事業スキーム

(1) 民間収益施設の導入の考え方

施設整備及び維持管理・運営を一体でPFI事業に位置付けた上で、PFI事業の付帯事業として定期借地権等を活用した民間収益施設の設置を前提に進める。なお、民間収益施設は、緑豊かな環境を有する皇居周辺であること、半蔵門等の商業・業務地区に隣接する地域であることなどの立地条件を最大限に活用した施設とし、具体的な施設用途としては、文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等を想定する。

(2) PFI事業の業務範囲

施設整備業務のほか、建築物及び一般的な設備機械の維持管理業務や劇場運営業務の一部（公演の本体業務及びその付随業務以外）を含め、BTO方式・サービス購入型を前提に進める。

(3) コスト、PFI事業の事業期間

PFI事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケットサウンディングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定する。

4. 今後の進め方、スケジュール

(1) 今後の進め方

ア. 基本的な整備内容

文化庁は文化観光拠点としての機能強化のため観光庁と連携するとともに、独立行政法人日本芸術文化振興会は文化庁と連携し、前述の「3つの基本的な考え方」の観点から、実演家や芸術団体等多方面にわたる関係者の意見を聞きながら、国立劇場再整備が真に我が国の文化政策に資するも

のとなるよう、具体的な舞台・諸室の機能（面積、仕様等）について調整を行う。なお、劇場部分の面積については、地下駐車場等を除き概ね50,000㎡とする。

イ．PFIスキーム

民間収益施設を含めた施設計画については、「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方（平成20年6月 社会資本整備審議会答申）」の趣旨を踏まえつつ、東京都景観条例及び千代田区景観まちづくり条例等に沿うようにするとともに、皇居周辺の景観及び隣接地への配慮、緑化などの周辺環境との調和等、地区の特性を踏まえたまちづくりに資するよう関係機関と引き続き調整及び協議を進める。

なお、民間収益事業の実施条件や事業期間等については引き続き検討を進めるとともに、文化庁において財源を検討する。

ウ．その他

近接する隼町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備について、関係機関等と協議を進める。

（2）スケジュール

再整備後の再開場時期は、令和11年度末を目指す。なお、再整備に伴う休館期間は、実演家の技芸や公演制作の技術等を途切れなく伝承するため可能な限り短縮を図る。

なお、本整備計画は、今後の検討状況を踏まえ、必要に応じ改定を行うものとする。

令和3年度	実施方針概略の策定、実施方針の公表、特定事業の選定・公表
令和4年度	入札手続き
令和5年度	契約締結
令和5年11月～	現国立劇場施設の休館
令和11年度末	再開場